

建設経済常任委員会

平成23年7月4日（月曜日）

建設経済常任委員会

平成23年7月4日（月曜日）

付議事件

《付託議案》

議案第 1 号 平成23年度旭市一般会計補正予算の議決についてのうち本委員会所管事項

議案第 8 号 専決処分の承認について（平成22年度旭市水道事業会計補正予算）

議案第 9 号 専決処分の承認についてのうち本委員会所管事項（平成23年度旭市一般会計補正予算）

議案第10号 専決処分の承認について（平成23年度旭市水道事業会計補正予算）

出席委員（7名）

委員長 滑川公英

副委員長 平野忠作

委員 高橋利彦

委員 日下昭治

委員 嶋田哲純

委員 伊藤保

委員 宮澤芳雄

欠席委員（なし）

委員外出席者（1名）

議長 林一哉

説明のため出席した者（24名）

副市長 増田雅男

財政課長 加瀬正彦

商工観光課長
兼国民宿舎
支配人

横山秀喜

農水産課長 堀江隆夫

建設課長 北村豪輔

都市整備課長 伊藤恒男

下水道課長 増田富雄

水道課長 小長谷博

農業委員会
事務局長

加瀬恭史

その他担当
職員 15名

事務局職員出席者

事務局 長 堀 江 通 洋

事務局 次 長 向 後 嘉 弘

主 任 主 事 飯 嶋 健 悟

開会 午前10時 0分

○委員長（滑川公英） おはようございます。

本会議に続きまして、月曜日、大変お忙しい中、どうもご苦労さまでございます。

ここで、委員会を開会する前に、あらかじめご了承願います。

議会だより取材のため、この後、職員が委員会室内の写真撮影を行いますので、ご了承願います。

ただいまの出席委員は7名、委員会は成立いたしました。

それでは、建設経済常任委員会を開会いたします。

なお、市民より傍聴したい旨の申し出があり、これを許可いたしましたので、ご了解をお願いいたします。

しばらく休憩いたします。委員の皆様は、そのまま自席でお待ちください。

休憩 午前10時 1分

（傍聴者入室）

再開 午前10時 1分

○委員長（滑川公英） 休憩前に引き続き会議を開きます。

本日、林議長にご出席をいただいておりますので、ごあいさつをお願いいたします。

○議長（林 一哉） おはようございます。

本日は、常任委員会を開催していただきまして、心から厚く御礼を申し上げる次第でございます。

本会議におきまして、当委員会には4議案を付託したわけでございますけれども、どうか皆さん方におかれましては、十二分に審議していただきまして、ひとつご理解を賜りますようお願い申し上げまして、簡単でございますけれども、あいさつとさせていただきます。

本日は、大変ご苦労さまでございます。よろしく申し上げます。

○委員長（滑川公英） どうもありがとうございました。

議案等説明のため、副市長、担当課長及び職員の出席を求めました。

それでは、執行部を代表して、増田副市長よりごあいさつをお願いいたします。

副市長。

○副市長（増田雅男） おはようございます。

本日は、建設経済常任委員会の開催、ご苦勞さまでございます。

本日の委員会に審査をお願いいたします議案は、議案第1号、平成23年度一般会計補正予算のうちの所管事項、議案第8号、22年度水道事業会計の専決処分の承認について、議案第9号、23年度一般会計補正予算の専決処分、議案第10号、23年度水道事業会計補正予算の専決処分の承認についての4議案でございます。

執行部といたしましては、委員の皆様方のご質問に対しましては、簡潔に答弁するよう努めてまいります。何とぞ全議案可決くださいますよう、よろしくお願い申し上げます、あいさつとさせていただきます。

ご苦勞さまでございます。

○委員長（滑川公英） ありがとうございます。

議案の説明、質疑

○委員長（滑川公英） では、ただいまから本委員会に付託されました議案の審査を行います。

去る6月27日の本会議におきまして、本委員会に付託されました議案は、議案第1号、平成23年度旭市一般会計補正予算の議決についてのうち本委員会所管事項について、議案第8号、専決処分の承認について、議案第9号、専決処分の承認についてのうち本委員会所管事項について、議案第10号、専決処分の承認についての4議案であります。

初めに、議案第1号中の所管事項について、担当課より補足して説明がありましたら、よろしくお願いいたします。

商工観光課長。

○商工観光課長兼国民宿舎支配人（横山秀喜） それでは、議案第1号の一般会計補正予算のうち、商工観光課の所管事項について説明いたします。

歳入になります。7ページをお開きください。

3目1節労働諸費県補助金の緊急雇用創出臨時特例基金事業費補助金486万円の内容です。この事業は、国の交付金をもとに県に造成した基金を活用して、地方公共団体が民間企業、シルバー人材センター等への事業委託や市が直接雇用するなどして、非正規労働者、中高年

齢者等の一時的な雇用創出を図るものであります。今回、1事業の追加と当初予算での計上済み事業を合わせますと全部で13事業となりまして、総事業費は1億165万1,000円、新規雇用者数として65人を見込むものでございます。

歳出の内容につきましては、教育費ということで所管外ということにはなりますが、参考までに10ページの下段、10款教育費、4項社会教育費、1目社会教育総務費、緊急雇用創出文化財台帳整備事業でございます。

続きまして、11ページをお願いします。

11款の災害復旧費、1目その他公共・公用施設災害復旧費、説明欄の1番、商工観光施設災害復旧費728万円の追加の内容でございます。

まず、12節役務費107万4,000円、この追加は、被災しました公衆トイレ5か所の浄化槽くみ取り手数料になります。

13節の委託料、最初の警備委託料につきましては、夏期間、海水浴場等は開設しないものの、市に訪れます観光客に対しまして安全等の啓発を行うために警備・監視パトロールを委託するものでございます。2点目の海岸トイレ等清掃委託料、これにつきましては、被災トイレの清掃と新規仮設トイレ、これは海岸線のトイレが全部だめですので、新規仮設トイレを設けまして、その清掃委託料になります。

14節の使用料及び賃借料の諸借上料につきましては、先ほど申し上げました新規での仮設トイレ、今、3か所で12基分を予定しているものでございます。

15節工事請負費になります。水道設置工事は仮設トイレへの給水です。2つ目のフェンス設置工事は、矢指ヶ浦海岸での防砂フェンスがあるんですが、このたびの震災によりすべて壊れてしまったものの復旧です。3点目の災害復旧工事につきましては、被災施設等が清掃後、立入禁止等の安全対策を施す必要があることから、安全対策工事費を120万円ほど計上させていただきました。

以上でございます。

○委員長（滑川公英） 農水産課長。

○農水産課長（堀江隆夫） それでは、一般会計の農水産課関係の補足説明をさせていただきます。

最初に、歳入関係、議案書の7ページをお開きいただきたいと思います。

14款県支出金、2項県補助金、4目農林水産業費県補助金の中の1節農業費県補助金201万円がでございます。説明欄の記載のとおり、1つは、飼料用米等流通加速化事業費補助金71

万円、環境保全型農業直接支援対策事業交付金130万円、これらを県から支援を受けまして事業を実施するものでございます。内容につきましては、歳出の中で説明をさせていただきます。

歳出関係につきまして、9ページをお開きいただきたいと思います。

9ページの一番下のほうの農林水産業費の説明欄のところに飼料用米等流通加速化事業71万円、これにつきましては、飼料用米等の流通コストの低減と、需要者が求めますフレコン出荷施設の整備に対しまして、農業者に対しまして県予算を活用して支援をさせていただくものでございます。補助率は3分の1ということになっております。

続きまして、10ページをお願いいたします。

一番上の欄に農業振興費、説明欄2のところに環境にやさしい農業推進事業補助金が記載されています。260万円であります、化学肥料あるいは化学合成農薬の使用を2分の1以上低減した上で地球温暖化防止や生物多様性保全の効果の高い営農活動に取り組む農業者に対しまして、10アール当たり8,000円支援される制度でございます。なお、この10アール当たり8,000円のうち4,000円につきましては、国から直接農業者に支援され、今回、市予算の中で県2,000円、市2,000円、計4,000円支援をさせていただくべく、65ヘクタール分、合計260万円を予算計上させていただいたものでございます。

本市の取り組みの主なものとしましては、畑作でのマリーゴールドの栽培等で、農薬の半減の取り組みに対しまして支援させていただくということで計画をしております。

以上、農水産課関係の説明を終わります。

○委員長（滑川公英） 都市整備課長。

○都市整備課長（伊藤恒男） では、都市整備課所管の補正予算につきまして、1点補足説明をさせていただきます。

予算書の10ページをお願いいたします。

中段になりますが、8款4項2目住宅建設支援費でございます。説明欄の2番、被災者住宅再建資金利子補給事業に2,083万4,000円を計上したものでございます。これにつきましては、歳入もでございます。債務負担行為もでございますが、後ほどご説明いたします。

この利子補給事業の補助金の内容でございますが、目的は、今回の震災によりまして居住する住宅が被災された方に対して住宅の建て替えや補修等のために必要な資金を金融機関から借り入れた場合に利子補給するという形で支援するものでございます。

この利子補給の対象となる借入金の限度額ですが、100万円から500万円未満でございます。

て、利子補給率は2%以内、このうち1%は千葉県が負担するものでございます。

2,083万4,000円の内容でございますけれども、1件当たり500万円と仮に設定をいたしまして250件分、これに12分の10か月を計上いたしましたものでございます。

次に、歳入でございますが、7ページをお願いいたします。

一番下段のほうになります。14款2項6目土木費県補助金でございます。説明欄2は、被災者住宅再建資金利子補給事業費補助金でありまして、先ほどご説明いたしました利子補給率のうち、県負担分の1%相当額を計上したものでございます。

次に、4ページに戻っていただきます。

この利子補給事業につきましては、5年間の期限で補助するものでございますが、借入れの申し込み期限を24年3月まで対象といたしますので、結果として償還の起算年度が24年度から始まるものもでございますので、債務負担行為といたしましては、平成29年度まで計上したものでございます。

都市整備課からは以上でございます。よろしくお願いいたします。

○委員長（滑川公英） 担当課の説明は終わりました。

議案第1号について、質疑がありましたらお願いいたします。

高橋委員。

○委員（高橋利彦） 9ページの農林水産業費のフレコン出荷の絡みの中で、フレコン出荷するための機械の3分の1補助ということですが、フレコン出荷用の機械はかなりすると思うんですけれども、果たしてこれでできるのか。その辺をまずお尋ねします。

○委員長（滑川公英） 高橋委員の質疑に対し、答弁を求めます。

農水産課長。

○農水産課長（堀江隆夫） 今、高橋委員のご質問のフレコンですけれども、今回想定していますのはフレコンのスケールということで、要ははかりの部分ということで、事業費的には213万2,550円、これの3分の1を県費で支援をさせていただきたい。そんなことで予定しております。

○委員長（滑川公英） 高橋委員。

○委員（高橋利彦） フレコン出荷用となるとかなりの設備が必要となるわけなんですよ。

それで、今までのスケール等全然使えなくなっちゃう中で、その辺の試算はどういうふうに出してあったのか、お尋ねします。

○委員長（滑川公英） 農水産課長。

○農水産課長（堀江隆夫） 事業、今、手挙がっているところは、実は旧干潟地区のフジサンファームで、過去数年、飼料用米に取り組んでおります。ただ、どうしてもえさ会社のほうからは、風袋ではなくてフレコンのほうが作業がしやすいということで、フレコンの軽量タンクを今回導入をしたい。この金額につきましても、既に見積書等の金額ということで理解をしております。

○委員長（滑川公英） そのほかには。
高橋委員。

○委員（高橋利彦） 10ページの土木費、住宅建て替えのための利子補給、250戸余りを予定しているということですが、かなり被害があった中で特に海岸線の方々の申し込み状況はどういうふうになっているのか。

○委員長（滑川公英） 都市整備課長。

○都市整備課長（伊藤恒男） 今の状況ということでございますけれども、今議会で補正予算を議決いただきましてから、市内の金融団と詳細な打ち合わせに入ります。それで市民の皆さんにお知らせしていくということでもあります。ただ、私が聞いている中では、金融団の幹事銀行は今は千葉銀行なんですけれども、もう10件ぐらいの問い合わせなり申し込み等は来ているということでもあります。今後は、その方々に対して、もうちょっと広く市民の方に知らせていく手段につきましては考えていきたい。

250件でありますけれども、市内で半壊以上の戸数というのが大枠で1,215戸ぐらいと把握されておりますので、千葉県と同様に、このうちの20%を250戸として今回予算を計上しました。場合によっては追加も県のほうとも話をしていく必要があるだろうと思っております。
以上です。

○委員長（滑川公英） 高橋委員。

○委員（高橋利彦） 災害を受けた方は約2,500戸ですか。その中で250戸を予定しているということですが、地区がいろいろあると思うんです。海岸線、中通り、そんな中で私が特に心配するのは、海岸からある一定の地域の方々は、そこへ再建とかは考えられるんでしょうけれども、海岸線の人はどういうふうになっているのか。その辺の状況を把握しているのかどうか。それによって、これからの旭市の復興計画はかなり違ってくると思うんです。その辺、概略でも把握はしていないんですか。

○委員長（滑川公英） 都市整備課長。

○都市整備課長（伊藤恒男） 私のほうで直接市内を歩いているわけではございません。ただ、

仮設住宅のときに、350件ほどの方が私どもに相談に見えております。そういった方々から、入り口の部分で、今はなかなか考えられないのかもしれないけれども、先々どういう考えをお持ちでしょうかという話もお聞きしています。そういった中で、3割ぐらいの方、70件ぐらいの方が自己再建をぜひしたいんだという希望は持っていたということです。それから、その段階で30件ぐらいは市営住宅でお願いしたいというのが先々の話。その時点でまだ考えられないという方もいます。

昨日の一般質問でもお答えしましたがけれども、これから仮設住宅に入っている方々に対しては、基本的には個別の聞き取りを注意深くやっていきたいということと、併せてこちらの制度につきましても、あらゆる機関を使って市民の方にPRをしていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○委員長（滑川公英） そのほかには。

平野委員。

○委員（平野忠作） 11ページの11款災害復旧費の説明欄の14番、使用料及び賃借料の中で、先ほどのご説明では海岸線の5か所のトイレが破壊されたということで、仮設はこれから周年やるということなんですか。それとも夏期の部分だけですか。その辺はどのようなになるんですか。お聞きします。

○委員長（滑川公英） 平野委員の質疑に対し、答弁を求めます。

商工観光課長。

○商工観光課長兼国民宿舎支配人（横山秀喜） 今のところ、予定としましては、被災したトイレが修繕の状況を見ながらということですが、直るまで仮設は設置しておきたいと考えています。

以上です。

○委員長（滑川公英） 嶋田委員。

○委員（嶋田哲純） トイレとか周囲のあれは出ておりますが、海岸に飛散している波消しブロックはどんな形で。市の担当ですか、県のあれですか。

○委員長（滑川公英） 嶋田委員の質疑に対し、答弁を求めます。

商工観光課長。

○商工観光課長兼国民宿舎支配人（横山秀喜） 担当は県のほうです。既に試験的ということで、矢指ヶ浦海岸の砂浜に打ち上げられたテトラポットを動かしています。どのような方法がいいのか、陸側から海中に入っているテトラポットがどの程度までだったら動かせるのか

等の検証をしながら一度やっています。いずれにしても、今の段階では目に見えない、例えば海中の中に倒壊しているテトラポットとかをどうするのかということで今、県で協議している最中でございます。

○委員長（滑川公英） 日下委員。

○委員（日下昭治） 8款土木費の中に被災者住宅再建支援事業4億2,825万円、それと利子補給で2,083万4,000円とあるわけでございますけれども、それらにつきましては、先ほど高橋委員が言われた300数戸分がここへ盛り込まれたということなんですか。

○委員長（滑川公英） 日下委員の質疑に対し、答弁を求めます。

都市整備課長。

○都市整備課長（伊藤恒男） 8款2目の説明欄1につきましては、企画政策課の担当で、液状化の關係の予算計上でございまして、私のほうの所管ではございません。

2点目の件数ですけれども、これにつきましては、先ほど350戸と言ったのは、あくまでも相談を受けた件数ということでありまして、先ほども補足で申し上げましたが、500万円までということですので、500万円というものを想定して250件分を予定をしたということです。ですから、100万円の方もいらっしゃいますし、200万円の方もいらっしゃると思います。そういった中で、これが250件が300件になり、350件になるということもありますし、また、借りる方がどれだけいるかというのはちょっと予想がつかないということがありますし、また、来年3月までと期限のことを申しましたけれども、その間に果たして皆さんがご決断されるのかというのもあると思います。いずれにしましても、注意深く市民の方の相談を受けていきたい。

今回、特別に融資を受けるメニューというのは、住宅の再築とか補修だけではなくて、家具の調達、自動車、外構工事とかかなり範囲が広いです。ですから、その辺について注意深く市民の方にお知らせをしていって、この制度を活用していただきたいと思います。

以上です。

○委員長（滑川公英） 日下委員。

○委員（日下昭治） わかりました。企画政策課のほうへ回ってしまうということでございますので、所管が変わると。

副市長、これ、はっきり言って、このくらいのやつ、所管が替わる。我々は、歳入は全然構えないんですよ。この間の臨時の件も私は一般質問をやりましたけれども、労働費から衛生費に回る、あの組み方というのは、我々にはちょっと疑問を持つんです。土木費に入

って、ここの所管でないと。そうすると、歳入が全く我々が関与するところがないんですよ。その辺は繰越明許費なんていろんなものがあるんですけども、本当にこれ、所管、所管と言いますけれども、大変なものは、こういうときにはもう少し幅広くやるべきものがあると思うんですけども、どうでしょうか、この辺は。意見ですからね。

○委員長（滑川公英） 副市長。

○副市長（増田雅男） 日下委員のおっしゃっていることは私ももっともだと思います。ただ、財務規則上で予算の組み方というのがありますもので、結局はこういうふうな組み方をせざるを得ないんですけども、その辺はご理解いただきたいと思います。

それで、ただいまの1番の被災者住宅再建支援金4億2,800万円は、中身は国の生活再建支援法の中で拾えない、支援できない部分がございますね。傾きだとか液状化の関係でできない部分について、今回、県が独自で支援しましょうということを打ち出したわけです。その分なんですけれども、一たんは自治体のほうで立て替えてくれということで今回これを組んだわけなんです。それで、本人から申請書を受けて支援をして、それで今度、うちのほうで取りまとめて県のほうへ請求して、県のほうからお金をいただく。そういうようなことで、これは全額県の分を入れたわけです。そういうことですので、ご理解をお願いします。

○委員長（滑川公英） よろしいですか。

（発言する人あり）

○委員長（滑川公英） 伊藤委員。

○委員（伊藤 保） 先ほど仮設住宅と言われておりましたけれども、アパートに入った仮設と呼ばれる方も含まれておりますか。

（発言する人あり）

○委員（伊藤 保） 含まれている、はい、わかりました。

（発言する人あり）

○委員長（滑川公英） 日下委員。

○委員（日下昭治） 仮設住宅というのが補正で組んだでしょう、はっきり言って。仮設住宅というのは、それまで含むんですよ。それと民間の借りたものを含めて。そうでしょう。それで8億数千万円。確か22年度、補正組んだわけですよ。しかし、現実的には市は入ってこないんでしょう。仮設住宅、県がやっちゃうわけですから。本来、私が考えるには、あの予算組みは全くおかしいんじゃないかと思うんですよ。昨年度のことですから、いいんですけども。これは決算するときに、最終的には24年度の決算と同じになっちゃうでしょう。

繰越明許費のあれも決まっていなんですか。期日、決まっていないでしょう、災害復旧費の救助費の関係は。繰越明許費したの。確か期日なしだった。そうですね。災害救助費。繰越明許費のほうですけどもね。29億円のうちの28億円繰り越しましたね。その期限はないんですよね、多分。いつまでということはなかったと思いますよ。そうしますと、多分23年いっぱいやるんじゃないんですか。財政課がないから、ちょっと分からないけど。

○委員長（滑川公英） 日下委員の質疑に対し、答弁を求めます。

都市整備課長。

○都市整備課長（伊藤恒男） 仮設住宅の予算につきましては、22年度補正でお願いをいたしました。それは本来は県が設置すべき施設でありますけれども、被災をされた市民の方はもちろん、議会に対しても市の姿勢というものも示したいということで、私のほうで強く要求をいたしまして、結果としまして、4月早々に住宅が建てられることが県のほうで決まりましたので、22年度補正をいただいた予算につきましては、歳入を含めて8億幾らはすべて不用額ということになります。

（発言する人あり）

○都市整備課長（伊藤恒男） あと、繰越明許の場合につきましても、私どもは予算をいただいておりますが、原則は1年です。繰越明許は翌年度の1年です。継続費とは違いますので。

（発言する人あり）

○委員長（滑川公英） 副市長。

○副市長（増田雅男） ただいまの日下委員の質問ですけれども、議案質疑のときも出た中身ですよね。今、財政課長を呼んで、財政のほうから説明させますから、すみません、ちょっと待ってください。

○委員長（滑川公英） ほかに質問ございましたら。

高橋委員。

○委員（高橋利彦） 10ページから11ページにまたがっていますけれども、緊急雇用創出文化財台帳整備事業ということで486万円組んでありますけれども、長部の大原幽学記念館にも学芸員、職員もいますね。また、合併前の市町村でも、こういうものは台帳を作っていなかったんですか。今ここにこの予算を計上するということは、台帳がなかったということにもなると思うんですが、そういう中でどういう台帳を整備するのか具体的にご説明いただきたいと思います。

○委員長（滑川公英） 高橋委員の質疑に対し、答弁を求めます。

商工観光課長。

○商工観光課長兼国民宿舎支配人（横山秀喜） ただいまのご質問ですが、まことに申し訳ありません。文教福祉常任委員会の所管になっています。先ほど私が申し上げましたのは、緊急雇用ということで歳入の申し込みがありまして、その手続きをしたということでご理解をお願いしたいと思います。

それでは、資料がありますので、分かっている範囲で説明させていただきます。

分散して収蔵している文化財を一元的に管理するために、現在保管している文化財の所在と数量、状況を把握し、台帳を作成する。また、関連資料、文書や図書、写真、図面等を整理し、統一性を図るというのが事業の内容というふうに聞いています。

以上でございます。

○委員長（滑川公英） 高橋委員。

○委員（高橋利彦） もう既に整備されているものを再整備するわけでしょう。それにこんなに要するのか。それと、これは関係ないんですが、この前の公園、でき上がったら一括して管理したほうがいいと言ったら、それもやはり整備台帳がないということなんですが、市はこういう台帳というのはどういうふうになっているんですか。その辺お尋ねしたいと思います。

○委員長（滑川公英） 都市整備課長。

○都市整備課長（伊藤恒男） 都市公園の台帳の件で例が挙がりましたので答えさせていただきます。

基本的には合併して6年たっているわけでありまして、それぞれ財産の引き継ぎが合併後に行われてきました。合併した17年7月1日のときと機構改革等があつて所管も変わっているというのがあるんですけれども、それぞれ旧1市3町で台帳のとらえ方が異なっているというのが大きなものです。特に、測量関係が十分な資料ができていない。そういった中で、今後、公園台帳につきましても、後期の中でどのような位置づけをしていくかというのは私どももこれから考えていきたいんですけれども、今もお話がありましたが、基本的には一つの統一した書式、統一した形式でもって台帳を管理するというのがこれから必要になってくるといふことでご理解いただきたいと思います。

○委員長（滑川公英） 高橋委員。

○委員（高橋利彦） 今、測量が云々という話が出ましたけれども、では、きっちりした面積を把握していないということですか。そうなった場合、例えば干潟町あたりでも公園を借り

ている面もあります。そうした場合、何を根拠に借り地の賃借料を払っているのか。それから、面積は当然、国調をやっているわけですから、ぴしっとしていると思うんです。それは管理が余りにもずさんじゃないんですか。

○委員長（滑川公英） 都市整備課長。

○都市整備課長（伊藤恒男） 萬歳自然公園の件だと思うんですけども、これは引き継ぎを受けた時点では確かに国調はやっていなかったということです。その後、国調が行われて、面積を国調の面積に合わせて修正をいたしています。ですから、これについては間違った数字ではございません。あくまでも国調の数字でもって賃借をしているということです。

都市公園につきましては、都市計画するときにもう区域を特定していますので面積が出ているということがあって、あと個々に買収しているとか借りている土地がありますので、これについては個々の面積は全部測量してあります。測量して賃借なり買収をしていますから、個々の面積については大丈夫なんです、トータル面積の中でそれが把握されているものがないということで、職員による測量あるいは航空測量で形式上それはつくっていく。ただ、その面積が買収したときには確かに丈量図で買っていますので、これは間違いないということです。その面積が今の段階で何点何ヘクタールという表示を公園台帳の中でしています。公園条例もございますので。その面積が大きく変わるということに対しては、私どもとしては直接的には市の業務に影響はないと思っていますので、よろしくお願いします。

○委員長（滑川公英） 高橋委員。

○委員（高橋利彦） ここでははっきりしたあれは課長もわからないと思いますけれども、萬歳は早く国調をやっているわけですよ。ですから、きちっとした面積は萬歳公園だって出ていると思うんですけどね。これは答弁はいいですよ。ここではちょっとわからないでしょうから。でも、またあれば。

○委員長（滑川公英） 都市整備課長。

○都市整備課長（伊藤恒男） 私も引き継ぎの中で詳しくは聞いていないんですけども、この6年の間に賃料を変えていることは事実なんです。それは国調の面積を引用して、面積を変えて新しく賃貸借契約を結んだということは私は聞いています。ただ、それが、今、委員さんおっしゃるように、国調がいつ行われたのかというのは私は承知していませんが、合併をしたときには国調の数字ではなかったということです。その後に国調の数字に置き替えて、つまり正しい数字に置き替えて賃貸借契約を新たに結び直したというふうに聞いています。

○委員長（滑川公英） 先ほどの日下委員の質疑に対して。

副市長。

○副市長（増田雅男） 財政課長が来ましたので、さっきの疑問について答弁いたさせます。

○委員長（滑川公英） 財政課長。

○財政課長（加瀬正彦） 細かい質問を聞いていたわけではありませんでしたので、今、こういう質問があったよということでございましたので、それだけお答えしたいと思います。

まず、応急仮設住宅の分の繰り越し分については、確かに繰り越しておりますので23年度中、これを使い……

（発言する人あり）

○財政課長（加瀬正彦） その話ではないんですか。

（発言する人あり）

○財政課長（加瀬正彦） 22年の分を繰り越してあります。繰り越してあるので、それは23年度中使えると。ただ、県が設置したという事実が正式にありましたので、これについては市として使わない、最終的に年度末で不用額になるだろうと想定しています。

（発言する人あり）

○財政課長（加瀬正彦） 期限は来年の3月31日ということになります。繰り越ししておりますので。

○委員長（滑川公英） 日下委員。

○委員（日下昭治） 県がやったといっても、予算を組んだわけですから、委託ではなくなっただしょうけれども、県の支出金として出るとは間違いないんでしょう。そうしますと、当然不用額が出たら、市の財源の繰り越しになるんでしょう、それは。そうでないと繰越明許する自体がおかしいと思いますよ。そうじゃないですか。

○委員長（滑川公英） 財政課長。

○財政課長（加瀬正彦） 議会の一般質問でもございましたけれども、財源があって繰り越するんだらうと。その繰り越しの根拠なんですけれども、お答えしたとおり、災害救助法で一時的に支弁する。それについて県のほうの通知もあって予算を組んだ。その段階では繰り越すべきものとして総額としてとらえてあって、そのまま繰り越したということです。ですから、当然23年度に繰り越したものについては、当初の段階では県が災害救助法の一環で持っていただけるというところはあったんですけれども、実際には県が支出しましたので、市として県の委託金を組んでありましたけれども、それについては委託金としては入らない

だろうということになります。

○委員長（滑川公英） 日下委員。

○委員（日下昭治） これは県が出すって言ったんでしょう。そして、流用できると言ったでしょう、3月臨時議会の課長答弁の中で。例えば、8億数千万円が残るとは私も聞いてませんよ。仮設住宅分、例えば8億数千万円の中で、5億円で仕上がって、3億円不必要になった場合には廃棄物に流用できると。そういうことであれば、支出されているものは、ほかへも使えるんじゃないかなと一般的には思うんです。多分ああいう予算を組むときに、執行部も災害でいろいろ大変だと思いますよ。しかし、ちょっとした判断ミスをしなかったかなということだと思えるんですよ。県の委託金ですから、委託金で県から受けた以上は当然市が執行しなければならないと思うんです。それが、出しますよ、県はこっちへやったから出しませんよというのは、予算組みのときにちょっと違っちゃうんじゃないかなという、私は判断するんですけども。これは所管外ですからいいです。県の支出、交付決定通知書はないということですけども、何らかの形であるということですから、後でその写しでもいただければわかると思いますので、よろしくお願いします。

○委員長（滑川公英） 財政課長。

○財政課長（加瀬正彦） もう一つご説明させてください。災害救助法に基づく予算は組みました。例えばですね、その中で応急の住宅の修理とかというのがあります。それは予算の中で3,400万円ほど組んでありました。ですけども、それを実際に執行していく中で、応急修理をやってほしいという申し出は相当の件数があって、現実には1億6,000万円以上出ています。というのは、応急修理は災害救助法の中で市町村で実施するという形になっていましたので、それで実施している。そうすると、各科目に組んである予算が足りなくなったときに、多いところから流用できますよというお話なんです。ですから、単純に8億円を流用するとかという話ではないんですね。災害救助法全体の中で過不足が当然出てきます。出てきたときに、その中で流用するという話です。

（発言する人あり）

○財政課長（加瀬正彦） 今の段階となれば、もう入らないというのはほぼ明確になっています。

（発言する人あり）

○委員長（滑川公英） そのほかに。

（「なし」の声あり）

○委員長（滑川公英） 特にないようですので、議案第1号の質疑を終わります。

続いて、議案第8号について、担当課より補足して説明がありましたらお願いいたします。
水道課長。

○水道課長（小長谷 博） 本会議で補足説明させていただいたほかには特にございません。

○委員長（滑川公英） 質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（滑川公英） では、特にないようですので、議案第8号の質疑を終わります。

続いて、議案第9号中の所管事項について、担当課より補足して説明がありましたらお願いいたします。
商工観光課長。

○商工観光課長兼国民宿舎支配人（横山秀喜） それでは、議案第9号の専決の予算についてご説明申し上げます。

最初に、14ページをお願いします。

中段の商工費の2目商工振興費、説明欄1番、商工業災害復旧資金利子補給事業975万円、この事業の内容ですが、市長の政務報告並びに一般質問等で何回かお答えしました。セーフティネット資金の内容に、保証協会の持つ0.65%を市のほうで単独で上乗せ利子補給しようという内容のものでございます。975万円の見込み、基礎数値ですが、3,000万円と仮定しまして、0.5%分を約50件、予算では見込みました。

続きまして、18ページをお願いします。

11款災害復旧費、1目その他公共・公用施設災害復旧費、説明欄2番、商工観光施設災害復旧費4,788万1,000円の災害復旧工事の内容についてご説明申し上げます。

大きく分けて3か所。まず、1か所目の矢指ヶ浦海岸の災害復旧ということで、内容は監視塔、トイレ、倉庫等の復旧工事ということになります。これが1,783万1,000円を見込みました。

2か所目が飯岡海岸。これは平松浜レストハウス、街路灯等の修繕、それと海水浴場関係の資材が入っています倉庫等の修繕、災害復旧を見込みまして、2,635万円の内容でございます。

3点目が、長熊スポーツ公園。これにつきましては、コンクリートの歩道等の補修、浮き栈橋の補修、それから特に対岸側がかなりの亀裂等が入って、今は侵入防止等の安全対策をして、そちらのほうに行かないようにしております。それらの工事で370万円を見込みまし

て、合計金額で4,788万1,000円としたものでございます。

以上でございます。

○委員長（滑川公英） 農水産課長。

○農水産課長（堀江隆夫） それでは、農水産課関係の補足説明をさせていただきます。

最初に、歳入関係、補正予算書の10ページをお開きいただきたいと思います。

14款県支出金、2項県補助金、4目農林水産業費県補助金の中に農業費県補助金260万3,000円があります。これにつきましては、説明欄にありますように、東日本大震災対策資金利子補給事業費補助金、県の補助金を見込ませてございます。

それと、9目の中に災害復旧費県補助金、2節農林水産施設災害復旧費県補助金がございます。これにつきましては、農業用の施設災害復旧補助金としまして2分の1、県のほうから補助金として支援を受けさせていただくものでございます。詳しくは歳出の欄でご説明をさせていただきます。

歳出関係につきましては、13ページをお開きいただきたいと思います。

13ページの下の方でございます。農林水産業費の農業費、農業振興費の負担金補助及び交付金の中の説明欄1番目に園芸用廃プラスチック処理対策事業、補助金17万5,000円がございます。これは被災に遭われましたビニールハウス等の早期の復旧を図るべく、被覆材の処理につきまして全額市で処理費を計上させていただきました。数量的には約4トンを見込んでおります。

説明欄2の農水産業災害復旧資金利子補給事業688万2,000円につきましては、日本政策金融公庫及び千葉県が創設しました被災者への復興支援としての各種融資制度に対しまして、市並びに県等で利子補給をさせていただきまして、実質農林水産業者に対しましては無利子資金を今融資をしております。既に本制度につきましては、日本政策金融公庫資金で現時点で84件、約2億2,100万円の融資を実行しております。県単資金につきましても、それぞれ経営安定資金9件、施設復旧資金18件、こういうようなもので利子補給の補助金を見込ませていただいております。

続いて、15ページの下の方の欄をお目通しいただきたいと思います。この中に農業用施設災害復旧費、説明欄にありますように、園芸用施設災害復旧事業補助金1億円が組まさせていただきます。これにつきましては、県の支援を受けまして、今回の大震災によりまして園芸作物の生産施設に対しまして破損やゆがみが相当生じております。そんなことで園芸作物の生産が困難となった農業者に対しまして、生産基盤の迅速な復旧のために必要な

支援を行わせていただく。施設の再建・修復に対しまして補助率2分の1ということで、全額県費をもちまして支援をさせていただくことになっています。この事業につきまして一番いいのは、4月1日にさかのぼって直したものについてもこの事業は使えるということになっております。

なお、事業の再建というようなことで、おおむね生産費、従来あった施設の8割は確保していただく。さらに施設の規模でありますけれども、建て替えもいいわけですが、面積としては最大120%までこの事業で使えることになっております。既に農業者の説明、受付等は実施しております。

さらにその下に農業用排水路工事補助金が520万円ございます。これにつきましては、被災に遭われました水田の均平作業、排水路の修復、パイプラインの応急補修工事というものにつきまして、市単独で支援をさせていただく。そういう補助金でございます。

説明は以上で終わります。

○委員長（滑川公英） 建設課長。

○建設課長（北村豪輔） それでは、16ページをお願いします。

11款3項公共土木施設災害復旧費、道路橋梁災害復旧費の3億1,014万3,000円は、災害復旧に伴います矢指川の調査設計の委託料として500万円、国庫補助災害復旧工事の道路が23路線、河川1か所、橋梁1か所の工事及び単独災害復旧工事費の道路20路線の工事請負費2億9,514万3,000円と、私道整備助成金、これは従来は1件100万円でしたが、今回200万円に増額しまして、その1,000万円が計上してございます。

以上です。

○委員長（滑川公英） 都市整備課長。

○都市整備課長（伊藤恒男） それでは、都市整備課所管の災害復旧事業につきましてご説明させていただきます。

16ページをお願いいたします。

11款3項2目都市計画施設災害復旧費でございます。説明欄1の13節委託料は、2,163万円を計上したものでございまして、主なものは袋公園、川口沼親水公園及びあさひ健康パークの3つの公園におきまして、今回の災害に対する国からの補助金の査定を受けるに当たりまして、あらかじめ資料を作成する必要がございましたので、調査、測量、実施設計に伴う委託料等を専決処分させていただいたものでございます。

次に、15節工事請負費、災害復旧工事は1億185万円を予定したものでございます。内訳

は、あさひ健康パークに6,825万円。これは都市計画施設災害復旧の補助対象となるものです。

次に、トイレ4か所分の災害復旧費で3,045万円を計上しております。このうち3か所分のトイレは、中谷里浜、十日市場浜、昨年暮れに完成した椎名内浜に設置しているトイレでありまして、いずれも海岸に面しておりまして、直接津波の被害を受けたものでございまして、それぞれ復旧に要する費用を計上したものでございます。これらはすべて災害復旧債の対象となるものでございます。

残り1か所のトイレは、文化の杜公園内に現在建設中のトイレでありまして、今回の地震によりまして大きく不同沈下が発生いたしましたことから、これまで建設工事を一時中止をさせていただいたものでございます。この間、原因究明のための地質調査を実施するとともに、またこの間には専門家などからも意見聴取を行ってまいりました結果、不同沈下は建屋基礎の一部箇所に地下1.5メートルから4.25メートルの範囲に腐食土の層が確認されたということでありまして、これを解消するためには杭打ち工法などによって多額の工事費が必要になるということでもございました。この結果を受けまして、私ども庁内で検討した結果、本工事物件は取り壊さざるを得ないものと判断をしたものでございまして、建設工事請負契約書の第30条、不可抗力による損害を適用することといたしまして、これに伴う予算を専決処分させていただいたものでございます。

なお、当該トイレは、今週から順次解体工事に着手するものでありまして、今後は解体作業と並行いたしまして、若干場所を移しまして、現契約に基づきましてトイレを建設してまいります。

最後に、冒頭委託料においてご説明いたしました袋公園と川口沼親水公園につきましては、予算措置はしてございません。今後、国の査定、県の査定を受ける中におきまして、順次9月以降に補正予算をお願いしてまいりたいと思っております。

都市整備課からは以上でございます。よろしくお願いいたします。

○委員長（滑川公英） 担当課の説明は終わりました。

議案第9号について、質疑がありましたらお願いいたします。

高橋委員。

○委員（高橋利彦） 今回の災害による専決でかなりの工事が予定されるわけですが、この災害によって去年の事業もかなり繰越明許になってしまったわけですね。そこにもってきてまた今年の予算も計上してあると。そういう中で、果たして予算に組んだ事業ができるの

かどうか、その辺をお尋ねします。予算に組んだ事業というのは、去年の繰り越し分です。今年的一般会計で組んだ分。それから今度は補正で組んだ分。これが事業年度にできるのかどうか、その辺をお尋ねします。

○委員長（滑川公英） 高橋委員の質疑に対し、答弁を求めます。

副市長。

○副市長（増田雅男） ただいまの件でございますが、確かに厳しいです。ですから、まずは災害のほうを優先させまして、今年３月で繰り越しさせていただいておりますものを、終わりが決まっていますから、そういうものを見きわめながら進めなければなりません。ですから、今年度に組んでいる事業というのは、恐らくまた繰り越しをさせていただくという形になるのかなとは思っております。

以上です。

○委員長（滑川公英） そのほかには。

（発言する人あり）

○委員長（滑川公英） では、議案の審査は途中でありますが、11時10分まで休憩いたします。

休憩 午前11時 0分

再開 午前11時12分

○委員長（滑川公英） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き議案の審査を行います。

都市整備課長。

○都市整備課長（伊藤恒男） 1点訂正をさせていただきます。

先ほど日下委員さんのご質問のときに災害救助費29億円余りの繰越明許の中に、私のほうで仮設住宅について22年度で不用額として処理をするという話をしましたが、これは誤りでございまして、23年度で執行はしないということで不用額とさせていただきます。

以上です。よろしくお願いいたします。

○委員長（滑川公英） 委員の皆様、質問は。

（「なし」の声あり）

○委員長（滑川公英） 特にないようですので、議案第9号の質疑を終わります。

続いて、議案第10号について、担当課より補足して説明がありましたらお願いいたします。
水道課長。

○水道課長（小長谷 博） 本会議で補足説明申し上げましたとおり、そのほかに特にはございません。

○委員長（滑川公英） 議案第10号について、質疑がありましたらお願いいたします。
（「なし」の声あり）

○委員長（滑川公英） 特にないようですので、議案第10号の質疑を終わります。
以上で付託議案についての質疑は終わりました。

議案の採決

○委員長（滑川公英） これより討論を省略して、議案の採決をいたします。

議案第1号、平成23年度旭市一般会計補正予算の議決についてのうち本委員会所管事項について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○委員長（滑川公英） 全員賛成。

よって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

議案第8号、専決処分の承認について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○委員長（滑川公英） 全員賛成。

よって、議案第8号は承認することに決しました。

議案第9号、専決処分の承認についてのうち本委員会所管事項について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○委員長（滑川公英） 全員賛成。

よって、議案第9号は承認することに決しました。

議案第10号、専決処分の承認について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○委員長（滑川公英） 全員賛成。

よって、議案第10号は承認することに決しました。

以上で本委員会に付託されました議案の審査は終了いたしました。

なお、委員長報告につきましては委員長に一任願いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○委員長(滑川公英) ありがとうございます。

ご異議ないようでございますので、委員長報告は委員長一任とさせていただきます。

所管事項の報告

○委員長(滑川公英) 次に、所管事項の報告に入ります。

報告がある所管課は随時報告をしてください。

農水産課長。

○農水産課長(堀江隆夫) それでは、3点ほど報告をさせていただきます。

最初に、委員のお手元にありますリーフレットをお目通しいただきたいと思います。

最初に、「環境保全型農業直接支援対策の概要」ということで、千葉県が作成しました資料を説明させていただきます。

これにつきましては、先ほど補正予算の中で、本年は65町歩取り組みしたいということでご説明いたしました。詳細の中身がここに書いてございます。この資料の2ページ、3ページ目をご覧くださいと思います。

ここにありますように、支援の対象者としましては、エコファーマーの認定を受けている農業者あるいは受けること、あるいは農業環境規範に基づく点検を行っていること。こういう積極的に取り組む農業者が支援の対象となります。

支援の対象となる取り組みにつきましては、1、2、3、4にありますように、いろいろな化学肥料、化学合成農薬の5割低減に取り組む農業者等に対して支援をすることになっています。

支援の水準につきましては、先ほど説明しましたように、3ページの下のほうにあります。10アール当たりの支援単価は8,000円です。ただ、国と地方公共団体の負担割合が1対1ということで、原則として国につきましては、地方公共団体が負担した場合に交付金が交付さ

れます。国の4,000円が農業者のほうへ直接支援されます。あと、県と市の分については、市の予算を通じて農業者に支援されることになっています。

そんなことで4ページにあります。申請の期限が6月30日ということで、もう過ぎておりますけれども、今取りまとめ中でございます。現時点では旭市につきましては、マリーゴールドの栽培で農薬を減らす取り組みに対して、本年、支援をしていきたいと考えております。

もう一つのリーフレットをお目通しいただきたいと思います。4月から本格実施ということで、農業者戸別所得補償制度の関係でございます。これにつきましては、ご承知のように需要に合ったお米を作っていただくということで、昨年の試験的な導入に加えて、本年から本格的に水田あるいは畑作でも所得補償制度が導入されております。

農業の状況につきましては、震災後、大変な状況になっているわけですが、国につきましては、この制度、今だからこそうい農業者の支援については支援をしていくということで聞いております。

支援の助成の対象としまして、この資料の2ページをお目通しいただきたいと思います。

お米に対します助成につきましては、ご承知のように、お米を作った分、自家用を除きまして10アール当たり1万5,000円が支援されることになっております。

さらに、昔の生産調整ということで水田を戦略作物の助成ということで、ここに書いてあります麦、大豆、飼料作物は10アール当たり3万5,000円、米粉用米、飼料用米、WCS、これは稲のホールクロップサイレージ、そういうものにつきましては10アール当たり8万円という支援が本年も実施されます。

この中に耕畜連携助成ということで1万3,000円と書いてございます。これにつきましては、飼料用米等の後の稲わらを牛の飼料として提供した場合につきましては別途1万3,000円が交付されます。全額、国の支援で交付されることになっております。

現在、旭市の状況でございますけれども、戸別所得補償制度の申請を受けております。本来であれば6月30日が交付の申請締切り期限となっております。ただ、今回、震災があったということで、千葉県旭市につきましては7月末日まで申請は受け付けできるということで、現在、再度、農業者の方には申請の受け付けということでご案内をしているところでございます。現在、この戸別所得補償に乗りたいということで、237名の方に手を挙げていただいております。品目ごとには、飼料用米が165.9ヘクタールという形で、市の目標としまして200町歩を今考えているわけですが、現時点では飼料用米については若干余裕がある

という状況でございます。

特に農水産課のほうでは2点ほど考えています。7月末までの推進の期間、ご承知のように水田転作の率が認定農業者等につきましては33.6%、田んぼを転作あるいはいろんなものに変えていただきたいということでご案内してあります。現地をいろいろ回ってみますと、既にハウス等で転作をやっている方が結構います。ただ、100%やり切れていない。極端に言えば、1町歩ある中で2反まではやっているんだけど、あと1反3畝やれば転作に該当するんだよねと。そういう方につきましては、ぜひ乗っていただいて、1反3畝を飼料用米等で取り組んでいただく。そうすることによりまして、残りの水稻の作付の6反なり5反に対しまして10アール当たり1万5,000円という国の支援策がございます。そういうようなことで、今一步やれば転作達成者、これに対してこれから農業者への指導を徹底していきたいと考えています。

それと、戸別所得補償制度が土地改良事業の補助金の一番入り口になっております。この戸別補償制度に乗るがために土地改良事業をやりたいんだと、そのために基盤を整えたいというようなことで、これをやるためという部分で補助金がついてございます。そのようなことで、ぜひ農業者戸別所得補償制度につきましては、中身的には我々も議論があるとは考えていますけれども、土地改良事業等の推進のためにも旭市で取り組むべく現在進めております。よろしくお願ひしたいと思います。

最後にもう1点、3月20日から野菜等の中で放射能汚染ということで農業者の苦痛が始まっております。現在の東電への損害賠償の状況等につきまして、ご報告をさせていただきます。資料はありません。

J A系統ですと、5月末に東電に第1回目の請求を行ってございます。J Aに係る分も含めまして、農業者627名の方が請求をしまして、金額的には2億5,900万円請求したということで聞いております。最初、この請求につきましては出荷停止等のものでありますけれども、第2次請求は風評被害が主なものでございます。これにつきましては、旭市管内では農業者323名、4億9,900万円をJ A系統では請求をしていると聞いております。6月末に東電に請求したということでございます。第1回目のJ Aの請求につきましては、農業者の請求に係る約半額程度を既に仮払いをされているということで聞いております。

あと、J A以外の出荷団体につきましては、現在、農水産課と県の農業事務所の職員が一体となりまして、直接東電のほうに請求すべく書類の策定等を農業者と一緒に作っている段階でございます。特に風評被害につきましては、千葉県の中では旭市、多古町、香取

市の2市1町のみが該当になるという第2次指針等の国の方針を受けております。そのようなことで農業者への指導を徹底していきたいと考えています。

農水産課につきましては、以上です。

○委員長（滑川公英） 商工観光課長。

○商工観光課長兼国民宿舎支配人（横山秀喜） それでは、商工観光課のほうから所管事項につきまして報告させていただきます。

政務報告でも市長のほうから申し上げた部分がございますが、補足して報告いたします。

最初に、プレミアム付共通商品券の発行事業について申し上げます。

旭市商業の振興と活性化を図るということを目的に、旭市商業振興連合会が昨日の日曜日と本日に販売をしております。今回も消費の刺激と利用者の利便ということを考慮し、使用期限が1年間ということになっています。販売は市内全域を対象に、特設販売所5か所で1万2,000セット、額面にしますと総額1億3,200万円となります。その5か所につきましては、商工会の本所、各3支所及び干潟駅前の区民会館の5か所でございます。広く市民の皆様が購入いただけますよう、1人当たり5セットとしまして、1家族、最大でも20セットまでということで販売の上限を設けています。共通商品券の取り扱い加盟店ですが、市内全域で542店舗となっております。

2点目は、観光についてでございます。これも、七夕市民まつりにつきましては「のぼる旭 祈りを込めて」ということで、8月6日・7日の2日間、開催をする予定になっています。

長熊の釣り堀センターは、先ほども補正予算のときに少しご説明させていただきましたが、震災被害を受けています。でも、危険個所だけを応急に整備し、4月から営業を再開しています。4月、5月の入場者数は2,919人ということで、平成22年度の同時期と比較しますと393人、15.6%の増。おかげさまでこういうような数字になっています。内訳ですが、市外の方が73.8%、市内の方が26.2%という状況でございます。

以上でございます。

○委員長（滑川公英） 水道課長。

○水道課長（小長谷 博） 水道課のほうから震災に伴う水道料金の減免について報告させていただきます。

3月検針分と4月検針分は地区を分けて検針してございますので、3月・4月の分を減免させていただきました。減免内容については、全壊家屋と復旧困難による免除、異状水量に

よる減免。それから赤水対応、管がかなり汚れてしまったということで、全世帯1立方メートルずつ減免したわけですが、この件数が総トータルで1万9,301件。減免水量としては5万5,980立方メートル、減免金額は1,238万2,962円でございます。

以上でございます。

○委員長（滑川公英） 各担当課の報告は終わりました。

高橋委員。

○委員（高橋利彦） お尋ねしますけど、戸別所得補償制度、今年の加入者237人ということで、生産者の数から見れば、私は、かなり少ないと思うんです。少ない要因は何なのか。要はメリットがないからか、それともほかに要因があるのか。

それから、これは昨年から始まったわけですが、減反をした場合、飼料用米等を作付した分で反当どのぐらいの金額になるのか。

それから、食用として米を販売した場合、去年は価格保障制度があった中で、例えばコシヒカリでは1俵幾らになったのか。代表的な米ですね。それから、千葉県の奨励品になっております「ふさおとめ」は1俵どのぐらいになったのか。その辺をお尋ねしたいと思います。

○委員長（滑川公英） 農水産課長。

○農水産課長（堀江隆夫） 今の委員ご質問の少ない要因、昨年の所得補償につきましては加入者が市内で約1割程度ということで、本年も1割は超えていますけれども、相当低い数字ではございます。1つの要因としましては、この地域はお米を作れば売ってしまうということにあるのかなと。特に早場米地帯で、早く収穫したものについては結構な値段がついているという部分がある。とは言いながら、昨年、所得補償に入られた方につきましては、入ってよかったという声が聞こえております。というのは、先ほど言いましたえさ米の部分で国から支援が8万円ございます。それで、当地区につきましては、昨年、単価的にキロ42円で買っていただいたという値段がでございます。それと、市につきましても2万円という支援が昨年ありました。昨年ですと、普通のお米の雑品種とほぼ同じぐらいの値段でいけたかなと。去年はお米がちょっと安かったという部分があります。それに加えて、お米を作った部分、自家用を除きますけれども、年内に1万5,000円所得補償がございました。年が明けまして2月に1万5,000円にさらに上乗せをしまして1万5,100円、都合3万100円、お米を作ったところについて10アール当たり支援があったということです。昨年の例ですと、所得補償について、入った方はよかったという声はほとんど聞いております。

ただ、よかったから、今年はどうですかという話を今までしているわけですが、ち

またの中でお米が今年は特に高くなるのかなといううわさ等もあります。そんな中で若干敬遠をされているのかなということではあります。

お米の値段的には、我々も言い切れない部分がございます。ただ、情報としましては、新米が出た端境期については、コシヒカリ等については、いい値段でいけるかなということです。値段的には申し訳ないですけども、幾らというのは言い切れない部分があります。ご容赦いただきたいと思います。

○委員長（滑川公英） そのほかには。

（「なし」の声あり）

○委員長（滑川公英） 特にないようでございますので、所管事項の報告を終わります。

○委員長（滑川公英） それでは、以上をもちまして本委員会を閉会いたします。

大変ご苦労さまでございました。

閉会 午前11時32分

旭市議会委員会条例第30条第1項の規定により署名する。

旭市議会建設経済常任委員会委員長 滑 川 公 英